

都心と臨海副都心とを結ぶBRT計画に係る協力に関する覚書

内閣府（以下「甲」という。）、東京都（以下「乙」という。）、京成バス株式会社（以下「丙」という。）、トヨタ自動車株式会社（以下「丁1」という。）、日野自動車株式会社（以下「丁2」という。）及びいすゞ自動車株式会社（以下「丁3」という。）（以下丁1、丁2、丁3を総称して「丁」という。）は、甲が進める戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）における自動走行システム推進委員会次世代都市交通WG（以下「次世代都市交通WG」という。）で議論されている次世代都市交通システムARTの実現を目指し、次世代都市交通システムARTに係る技術（以下「ART技術」という。）の開発と実証に向けて、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的等）

- 第1条 本覚書は、ART技術の実現を図るため、甲、乙、丙及び丁の都心と臨海副都心とを結ぶBRT（以下「BRT」という。）の計画に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 甲はSIPの推進役として、乙はBRTの計画の施行者として、丙はBRTの運行事業者として、丁は車両開発メーカーとして、本覚書の定めに従い、緊密な連携の下、誠意を持ってART技術の実現に向けて協力する。
- 3 乙及び丙は、甲との連携などにより、ART技術をBRTに導入し、安全・快適性の確保はもとより、乗降時間の短縮などを図り、時間に正確な運行を目指す。

（協力の内容）

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、甲が進めるSIPにおける次世代都市交通WGとの連携などにより、次の各号に規定する事項の実現に向けて協力する。
- （1）車椅子利用者等がスムーズに乗降可能な隙間と段差の実現
 - （2）加速度の最適制御による安全性、快適性の向上
 - （3）車両の通信・自動制御等による滑らかな交通流動の実現
 - （4）その他、ART技術等に関すること。

（情報の提供等）

- 第3条 甲、乙、丙及び丁は前条各号に規定する事項を円滑に遂行できるように、必要に応じて相互に情報を提供する。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、本覚書に基づく協力を行う上で知り得た他の当事者

の技術上又は営業上その他業務上の一切の秘密情報を第三者に漏らしてはならず、本覚書の目的以外の目的で使用してはならない。

(本覚書の有効期間)

第4条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日からB R Tの運行開始の日までとする。

(本覚書の終了)

第5条 本覚書の有効期間内であっても、甲、乙、丙及び丁は、やむを得ない事由がある場合には、他の当事者と協議及び決定の上、本覚書を終了させることができる。

(公表)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本覚書に関する公表を行う場合には、その内容、時期及び方法について別途協議し事前に合意したところに従って、これを行うものとする。

(協議)

第7条 本覚書に関する詳細な内容については、別途、甲、乙、丙及び丁で協議するものとする。

2 本覚書に疑義が生じた場合、やむを得ない特別な事情が生じた場合又は本覚書に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上決定する。

以上、本覚書締結の証として、本書 6 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有することとする。

平成 28 年 4 月 22 日

甲	内閣府 政策統括官 (科学技術・イノベーション担当)	森本 浩一	印
---	----------------------------------	-------	--

乙	東京都 都市整備局長	邊見 隆士	印
---	---------------	-------	--

丙	京成バス株式会社 常務取締役	木下 良紀	印
---	-------------------	-------	--

丁 1	トヨタ自動車株式会社 専務役員	伊勢 清貴	印
-----	--------------------	-------	--

丁 2	日野自動車株式会社 取締役・専務役員	遠藤 真	印
-----	-----------------------	------	--

丁 3	いすゞ自動車株式会社 常務執行役員	高橋 信一	印
-----	----------------------	-------	--